

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十四第

行發日一月八年一十和昭

(禁 轉 載)

論 叢

地方税としての住居税……………

法學博士 神戸正雄

資金需要供給の金融緩慢逼迫に於ける中立性……………

經濟學博士 小島昌太郎

時 論

革新原理としての「民有國用」に就いて……………

經濟學博士 石川興二

日印貿易の再檢討……………

經濟學博士 谷口吉彦

研 究

フイヒテに於ける國民の福祉……………

經濟學士 出口勇藏

講 演

近時に於ける經濟觀と政策觀の變化に就て……………

法學博士 河田嗣郎

說 苑

ドイツ商業航空の新展開……………

法學士 吉川貫二

ルーテルの商業及利子論……………

經濟學士 澤崎堅造

土地問題と産業組合……………

經濟學博士 八木芳之助

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

ルーテルの商業及利子論

澤崎 堅造

一

去る五月二十九日の經濟學會大會に於て、本學部所藏稀觀書初版本の展覽が行はれたが、その劈頭に飾られたものはマルチン・ルーテルの「商業及高利論」であつた。四六版七十頁位の極く薄い小冊子に過ぎないが、これは極めて貴重な文獻であり、興味深い内容を持つてゐるものと思ふ。そこで以下少しくその内容を紹介し、旁々利子に關する彼の説教をも参照することによつて、彼の商業觀とでも云ふべきものゝ一端を明かにして見ようと思ふ。

この本が書かれた一五二四年といふのは、正に近世の初頭である。近世をば十三世紀の末頃から起つた伊太利の商業發達と文藝復興とを以て初まるとすることも出来ようが、實際に歐洲全體に亘つて眞に近世たる内容と形態とを整へたのは宗教改革の勃發によるとするならば、それは或は一五一七年の十月三十一日にルーテルがヴィツテンベルヒの城教會に九十五箇條の論題を貼り付けて教權と帝權とに挑戰を宣したところに初まるといつても過言ではない。さうすれば一五二四年は、それから僅か七年後のことである。十五世紀に亘る長い中世が終つて、將に新しい近世が初まらうとする歴史的大變動期のたゞ中である。

このとき政治的には近世國民國家の勃興期であり、海外航路の開發によつて殖民地獲得に先進諸國は狂奔し出したときであり、經濟的には鑛工業の擴大、問屋卸商の獨立、金融機關の發達、會社・企業の勃興等が行はれたために、舊き封建社會の階級は覆されて、今まで全く顧みられなかつた商工業者が急騰することゝ

なり、從てそれらを中心とする都市が急激に隆盛となり、反對に農村の疲弊はその極に達し、そこから流れ出る浮浪者は町の巷に溢れ、それはまた勞働力のよき供給となつて、益々都市を増大せしむるに至り、農村との懸隔を愈々大ならしめたのであつた。

都市と農村、商工業者と農民とのこの利害衝突を眼前にして、ルーテルは當時の指導者としてこれに非常な關心を持たざるを得なかつたのである。彼の家は元來農業をやつてゐたのであるが、後に鑛山町に移り住むに至り、彼はそれから處々の都市に遊學し、遂にヴィツテンベルヒの大學教授となつたのである。かくて彼自身親しく當時の情勢を経験したのであつた。彼は農民に對しては殊に深き同情を持つてゐたが、更に商工業者に對しても相當の理解を持つたのである。そして商工業者に關しては商業論と利子説教とを試みてゐるのであり、農民についてはいはゆる農民戰爭に際して何度も彼の見解を發表したのである。尤も、その公表されたる彼の見解や態度に於てはむしろ逆に商工業

1) Martinus Luther, Von Kauffshandlung und wucher, Vuittemberg, 1524.

者に對してやゝ好意的であり、反對に農民に對しては苛酷なる態度を採つたのである。それは色々なる事情によることでもあるが、要するに、その表現されたるものを眞に理解するがためには、彼の生に深く這入らなければ到底わからないのである。とにかく以下述べんとするところの商業及利子論は、かゝる時代のかゝる事情の下になされたものであること、殊に一五二四年といへば既に農民戦争の火ぶたが切られた年であるといふことを忘れてはならないのである。

二

かくてまづ、一五二四年の「商業及高利論」の内容に入らう。

(イ) 商業——まづ初めに商業なるものについて一般的に考察してゐるのである。この賣るとか買ふとか云ふことは缺くことを得ないものであり、むしろ榮光のために用ふべきである。云はば神の賜物である。¹⁾けれども現實の商業を見ると、決してさう計りは云はれなくて、多くの罪惡が行はれる處となつてゐる。「商人にし

て罪を犯さないものは殆んどない²⁾」と云つてゐる。これは何處に原因してゐるのであらうか。それは人の心の貪慾による。限度を知らない貪慾とは、まづ金を愛することに初まる。³⁾これを例へば外國貿易について見るに、この輸入の殆んど大部分は贅澤品であり、輸出は國內の金銀や必要物資の流出なのである。これでは何の役にも立たないどころか、罪惡のみだとした。⁴⁾かくの如く現實の商業と云ふものは惡しきものであるが、その本性は併し不可缺のものであるとするならば然らば如何うしたらば良き商業は出来るであらうか。商業は權力によるものでも、意志によるものでもない。正に隣人に對する業である。従てよき規律と良心とからなさるべきものである。それを行ふ人の心が最も大切なのであると。⁵⁾

次に、價格の標準は何處に置かるべきかと云ふに、少くとも原價をカバーすることゝ、辛苦、勞働及び危険に對する報ひを含まなければならぬ。⁶⁾また利益といふことは、本來損失の危險に對するものであるから

1) a. a. O. S. 2 (L. A. VII, S. 515)
2) S. 1 (S. 514)
3) S. 1 (S. 514) テモテ前 6:10
4) S. 2 (S. 515)
5) S. 4 f. (S. 517)
6) S. 5 (S. 517 f.)

必ずしも反對さるべきではない。⁷⁾けれども、實際には限度といふものがない。正しき報酬といふものに留ることが出来ない。従て實際には適當なる利得をきめることが出来ない。人間自身が善意のものと神を畏るゝ心なくしては正しきものが行はれる筈がない。單に物の需給の關係によるものではなくして、それを用ふる人間の心によるのである。⁸⁾賃銀についても、これは勞働に對する當然の報酬である。けれどもそれを如何に決定すべきかと云ふに、時間と勞働の量を他の處と比較して考量さるべきである。⁹⁾物價については、その騰貴の原因は、確に必要物の缺如といふことにあり更には貪慾の心から出發する。出来るだけ高く賣らんとすることゝ、祕密主義とから相手の虚に衝け入らんとのみするところに大いなる原因がある。¹⁰⁾その他にも色々自然的原因もあらうが、更に買占や獨占などによつて不當につり上げられてゐることを指摘した。¹¹⁾こゝに於て彼は、現世を取締るべき政府に依頼すべきことが多くあることを云つてゐる。

(ロ)金融——物を賣買することに次いで、物を貸與することにについて。まづ他人から物を乞はれた場合には喜んで貸さねばならぬ。原則としては報酬を望んでなすべきではない。¹²⁾貸すことは本來與へることでない。ばならない。¹²⁾けれども現狀に於ては、かゝる理想的なことが行はれてゐない。そこでどうしても一定の社會的規範を作つて、その統制の下に、掠奪や強盜や貸倒れなどを防がなければならぬのである。¹³⁾かくてルーテルに於ては貸借とは本來は施物に近いものと考へてゐる。¹⁴⁾また貸借は相互間の人格的關係を重んずるものなるが故に、第三者の保證といふことを極力排斥してゐるのである。¹⁵⁾人は他人のために保證をすべきではない。何となれば、我々は明日を知らないものであるから、それに心をかけて將來を誇るといふことは、むしろ高慢と不敬とであるとしてゐる。かくの如くして物の貸借については、極めて慎重なる態度を取らしめつゝあつたが、當時漸く發達し整備し來つたところの金融機關については少からざる關心を持つたやうである。¹⁶⁾

7) S. 6 (S. 518)
9) S. 8 (S. 520)
11) S. 19 (S. 529)
12) S. 13 f. (S. 524 f.)
14) S. 15 (S. 526)
16) S. 26 (S. 535 f.)

8) S. 7 f. (S. 519)
10) S. 3 f. (S. 516 f.)
13) S. 14 f. (S. 525)
15) S. 9 f. (S. 526 f.)

手元に商品を持つことなしに、相互の需給を充さんと
するところの仲介や取引についても目をつけ、金融機
關の機能が圓滑に行はれるときは、如何に便利なもの
であるかを云つてゐる。そして金融に伴ふ利子につい
ても、正當にして妥當なるものを認めようとしてゐ
る。¹⁸⁾なほこの點については後に述べよう。

(ハ)交通——商工業の發展はまた交通の發達に俟つと
ころが多い。既に亞米利加航路や印度航路の開發が行
はれて海運は目覺ましいものがあつたのだが、陸運の
方は比較的障害が多くて遅れてゐたやうである。獨逸
に於ては、領主や貴族が交通の保全をなすべきであつ
たのが、却て無法なる高税を徴収したり、掠奪したり
する有様であり、騎士や浮浪者による危険も多かつた
やうである。それにも拘らず、なほその危険を潜つて
商人が往來するのを驚嘆してゐる。¹⁹⁾また處々の倉庫に
ついては、これは詐欺の巢であるかとさへ痛嘆してゐ
る。²⁰⁾當時の商業が如何なるものであつたか想像する
ことが出来る。

(ニ)會社——ルーテルは、商業もまた良心に於て自由

になさるべきものであるとはしたが、併し人間の惡が
常にこれを阻害するのであるからして、どうしても保
護をなすべきものとして規範を嚴重にし、統制を重ん
じなければならぬとした。そして英國商人が外國の
諸都市に特別なる委員會を設けて統制ある販賣政策を
執つてゐることを賞めてゐるのである。²¹⁾併しながら、
企業の勃興とかゝる統制の必要から生じたところの
會社については彼は痛く攻撃してゐる。²²⁾何となれば、
會社又は大富豪は買占や獨占によつて弱小なるものを
苦しめつゝあることを見たからである。²³⁾買占又は獨占
が、當時非常に多く行はれてゐたのであつて、力の關
係に於て賣買が行はれてゐる事實を指摘してゐる。そ
して「彼らはあらゆる不正をなしつゝも決して損をし
ない。結局全世界から、すべての貨幣を彼らの袋に沈
ましめ堆積するのである」と。²⁴⁾そして、かゝる會社や
大富豪の暴戾なる振舞はこのまゝ放置することは全く
危険である。會社と正義とは常に相反すとして「會社

17) S. 22 f. (S. 532 f.)

19) S. 28 (S. 537)

20) S. 27 (S. 536 f.)

22) S. 28 (S. 538)

24) S. 19 (S. 529)

25) S. 28 f. (S. 538)

18) S. 26 (S. 536)

21) S. 24 (S. 534)

23) S. 29 (S. 538 f.)

をそのまゝにして置け、さらば正義と正直とは滅びるであらう。正義と正直とを残せ、さらば會社は滅びるであらう」²⁶⁾とさへ云ふ。これらのものを取締るべきは諸侯である。嚴格なる法を以てかゝるものを取締らなければならぬ。然るに却て諸侯はかゝるものと結託してしまつてゐるとて、曰く「彼らはイザヤ書一・二三に云へる如く、なんぢの長達はそむきて盜人の伴侶となり、各々賄賂をよるこび、おくりものを追ひ求め、孤兒に公平を行はず、やもめの訟は彼らの前に出づる能はずと。これらの長達は盜人と共に結ぶ。諺に曰く大きな盜人が小さな盜人を吊ると」²⁷⁾。

三

利子については前掲の「商業及高利論」の中で既に少しく觸れてゐるのであるが、更にその外に特に三つの説教がある。その最初のものは一五一九年、最後のものは一五四〇年であつて、その間實に二十年の経りがあつた。そこで四圍の狀勢も變り、自らその内容も變化を來したのである。初めの頃は中世の微利禁止に反對

して肯定的であつたのが、後には再び否定的な態度を示すに至つた。それは如何なる原因によるかといふに徒らに利子禁止をしては却て高利が蔓るが故に、むしろこれを許したのであるが、そうして見ると更に高利が蔓つて弊害に耐えられなくなつたからである。その間の事情について、こゝに詳しく利子學說史上の問題として取扱つてゐる暇がないから、單にそれら利子説教なるものゝ内容を瞥見することゝしよう。

(一)「高利に關する小説教」――聖書によると、人が物を貸與するには三つの段階がある。第一は力を以て上衣を取らんとするものには下衣をも與へよといふ如きもの。第二は哀みを以て願ひ又求めるものには慈悲を以て與へよ。第三には報酬を齎して借らんとするものには拒んではならない。この最後の段階は最も低いものであるが、商業の如きはこゝに出發してゐる。従て利子もかゝる意味から正當にして適當なる程度のものならば認めるがよいとした。余はそれを判決することによつて、その正しきものは留めよう。その根底が善

26) S. 30 (S. 540)

27) S. 30 (S. 539)

1) Kreiner Sermon von dem Wucher, 1519. W.A. VI. S. 3-8.

2) マタイ傳5: 40以下

にして正であれば百に對して六をとることは留めよう。併しこの考へは余のものである³⁾。利子については強制をすべきではない、人々の欲するまゝにした方がよい。そして「神の命または自然法に待つ⁴⁾」と云つてゐる。如何に彼が自由と寛容とを示したかゞわかる。中世以來の長い徴利禁止のために實際には非常に惡性の高利が行はれてゐたからである。そこで彼は正しい利子をば認めようとした。それは盗みをせざらんため、實際に適合せんがためである。かゝる指導はむしろ精神家の役目であるとした⁵⁾。最後に利子業について、必しも常にこれを高利なりとすることは出來ない。けれどもそれに關係多いものだからとて、警戒しつゝ是認の態度を採つたのである。

(二)「高利に關する大説教」⁷⁾——これは前述の小説教の翌年に出たものであるが、内容はずつと詳しくなつてゐる。全體の趣旨は別に大した變化はない。全體を二部に分ち、第一部は貸與の三段階について、それから利子是認の根據を述べようとしてゐて、この部分は殆

んど小説教と變りはない。第二部に至つては主として利子業を述べてゐる。その存在を是認し、かゝる業は公然且つ正しき態度を以て行はるべきであるとした⁸⁾。尤もこれを直ぐ全く公平にして正しい業であると結論することは出來ない。何となればその性質が極めて現金的なものであり、無限追求に墜ち易く、危険多く、不定不確實なものにして、眞に止むを得ない業ではない。結局は高利に走り易いものであるからとした。かくて實際に利子業は多く盲目的に高利に走り、今や全世界を風靡するに至り「すべて一切のもの、人・幸福果實・勞働をも取ることになる⁹⁾」と。彼は測り難き高利の横行を不思議にさへ思つてゐる。要するに此のときのルーテルは、妥當なる利子は認めようとしたけれども、利子業については難色を持つてゐたとせざるを得ない。けれども彼はむしろ積極的に、教會などが標準的利子を示したらどうかとさへ云つてゐることを見ると、やはり是認の態度を採つたことは争はれない。全世界が百の中から十も取つてゐる中であつて、精神的

3) a. a. O. S. 6.

4) S. 5.

5) S. 7.

6) S. 8.

7) Grosser Sermon von dem Wucher, 1520, W.A. VI, S. 36-59. これは前掲の「商業及高利論」初版本の後半に、「von Wucher」と題して再録されてゐる。然るに例へば Leipzig 版の如きは、それを削除してゐることは注意さるべきである。

8) a. a. O. S. 51.

9) S. 57.

團體はその正しさを保つために四乃至五を取るべきである。これによつて世間に對して善き模範を垂れなければならぬ¹⁰⁾と。

(三)「高利に關する説教につき牧師への訓誡」¹¹⁾——これは前掲の二説教から相去ること二十年である。その内容は著しく異つた。先きにはすべて是認的態度であつたのが、こゝでは否認的になつたのである。これは一般的に彼の全體の思想・態度の變化なのであるが、その峠は確に農民戦争であつた。それ以後の彼が極めて保守的な色彩となつた。要するに、彼は利子の是認が愈々高利を蔓らせることになつたのを見て、牧師達に對して高利警戒のために利子説教を慎むようにとしたのである。

まづ初めに、高利といふ問題はこれを取締るべき法律や法律家だけに任して置いてはならない。精神界に大いに關聯するものであるから牧師も説教者も進んで警告すべきであるとした¹²⁾。それから高利なるもの、性質を吟味して、貸すことが實は取ることを目的として

ゐると指摘した¹³⁾。まづ正しい利子は、損害の補償として不返済は他に非常なる迷惑をかけるからといふ理由で認められることに初まるとした¹⁴⁾。次に高利の弊害は如何に禍であるかを述べ、いはゆる法律家はこの事實に對して認識不足であり且つ無力であると痛嘆してゐる¹⁵⁾。かゝる高利は然らば何時頃から存在したものかと云ふに、極めて古くギリシャのソロン、アレキサンダー、アリスティデレスから、羅馬のゲネチウス、チト・キビオ、シセロ、カト。聖書ではバビロンの昔からネヘミヤに互つて、如何に行はれ如何に對策せられたかを縷々として述べてゐる。高利といふものが如何に古くから如何に深く歴史の中に喰ひ込んでゐるかを述べ、一朝一夕に制度の改變や人力を持つてしては萬全を期することは出来ないとした。彼らはそれ自ら滅亡の運命に墜ちるであらうとして、神の怒りを待つべしとした。牧師達は飽くまでもこれを警戒し糾弾しなければならぬとした¹⁶⁾。而して最後に附論として、商業的利子について一寸述べて、利子の總べてを高利なり

10) S. 59.

11) An die Pfarrherrn, wider den Wucher zu prediger, Vernehmung, 1540. W.A. LI, S. 331-423.

12) a. a. O. S. 331, 340.

14) S. 345.

13) S. 334 f.

15) 352 f.

16) S. 410 f.

として排斥するのではない。資本に對する或る種の利子は中世以來許容せられたものであるが、それらは依然として認めらるべしとした。¹⁷⁾

四

以上によつて大體ルーテルの商業論と利子説教との内容を示したのであるが、これらについては色々な立場から色々な問題が起されると思ふ。例へば經濟史上から、資本主義精神との關聯から、或ひは利子學說史上から等々である。しかし、こゝに締めくくりを付けようとして私は極く簡単に、彼の商業觀一般が現代に於ける問題に對して如何なる暗示を與へるかといふ點について一寸述べて見たい。

まづ第一には「生としての經濟」といふ點について。彼は商業をば單に現象として、また外的事實として切り離して取扱はふとはしない、常に生との關聯に於て見ようとする。經濟的事象をば勿論それはそれとして認めるが、なほそれを生自體として深く體驗されたところのものと常に聯關して考へられてゐるのである。

而も特に彼の特徵としては、その生の構造についてである。生をば、直接的にして調和的なものと、または不可測性のものと云ふに留まらない。現實の生をば、對立の統一として明確に把握してゐる。即ち、心靈の世界に連るところの內的生と身體的世界に連るところの外的生との相刻・矛盾の統一として見る。そして特にその中でも內的生を尙ふことである。即ち彼は人間の生を個的又は社會的にのみ限らないで、更に神との關係といふものを執つてゐることである。更には、生の發展について、彼は三段の秩序を執つてゐることである。即ち現實の生や諸事實は確に矛盾・對立の存在であるが、これには既に創造としての生といふものがあつた筈である。未分前の善的統一者であり、神より附與されたるまゝのものである。これを深く反省し、神の救済によつて初めて全く他的に榮光の全的統一に向ふことが出來るとした。この發展が神よりの啓示的愛によつてなされるとするが故に、單なる力の關係としての發展ではない。これはまた生の表

17) S. 423.

1) W. Diltthey, Gesammelte Schriften, 1923, I, S. 29.

現としての經濟的事實についても同様な考察が加へられる。但し、生と事實との關係が單に直接的なものではないことは生の構造といふことから明かなことである。

第二の點は「秩序的經濟」といふことである。これは前述の生としての經濟の生の構造に於ける外的生の態様について述べらるべきものである。人間の外的生とは自己の身體性に關聯する人間の社會的關係の在り方を示すものである。その外的生の本質は、一言で云へば取締りといふことである。彼は人間に於ける外的生は、神の側からの統治の「現世の國」又は國家の方向に屬するものとした。これは「神の國」又は教會の方向にある救済といふ性質とは、正しく對蹠的なものである。かくしてルーテルは、經濟についてもやはり取締るといふことをその熊様と考へてゐる。彼が商業論に於て、當時の統制について、また獨占や會社について特に關心を持った所以のものである。併し彼がかく統制や秩序を重んじて神の現世的統治の本質としたけれ

ども、而も決して自由を剝奪したのではない。また秩序こそ自由だとするナチス下の見解のその如くでもない。²⁾ 彼のはむしろ秩序に對するよき服從の中に、更に進んで、むしろ人民の側からの喜悅と奉仕とを以て統治者のために忠誠を盡さんとするものである。かゝる喜べる服從又は自由なる秩序をなし得る所以のものはたゞ全く内なる世界から來る力によるものであるとしてゐる。

第三の點は「よき經濟」といふことである。これは生の發展に於ける創造に關聯したものである。彼は附與されたるものゝ本來性の善と用益とを採る。從て經濟的事實も、決してその姿に執らはれずしてその本然の價值を見出さうとした。それ自身の絶對的價值をとつた。すべてを手段とは見ないで、それ自身必要なる目的を持つものとした。相對的事物の中に、夫々の絶對的價值を見出した。價值は犠牲ではなくして、必要によるものである。故に、よりよき發展とは、次第的な連續的な價值の上昇ではなくして、³⁾ それ自身の本然性

2) F. Gogarten, Politische Ethik, Jena, 1932, S. 182 f., 210.

3) H. Pesch, Lehrbuch der Nationalökonomie, 1924, I, S. 2 f.

への自覺と、啓示による新しき價值の發見としてのみ見られるといふのである。

以上述べた三つの點に於て、彼の經濟觀が現代に對してもなほ多くの暗示を與へてゐると思ふのであるが、それについては勿論こゝに掲げられたる商業及利子論だけからは不十分であつて、なほこの外に農民戰爭に關する彼の見解また實際に彼が如何に行動をしたかといふことなどについて綜合されて初めて結論さるべきである。しかるに農民戰爭に關する彼の見解や態度は、商業論に於けるとは全く異つて、極めて保守的な寧ろ全く反對なものが示されてゐるのである。そこで人々は、彼が先きに示したる商業論に於ける積極的、指導的な態度と比較して、一つには宗教家としての彼が文化問題に對しては矛盾を來したのであるといひ、また或は、いな彼は勃興し來る商人階級に對して意識的に好意を寄せたのであるといひ、農民戰爭に際して彼が諸侯と如何に結託したかといふ點を擧げて論證しようとしてゐるのである。

しかし私は、彼の文化觀の矛盾或は商業論に現れたる積極的な好意の理由については、少しく別な考へを持つてゐるのであるが、これは次の機會に、農民戰爭に關する見解をも考證することによつて、更には彼の經濟觀の基礎をも追求することによつて、一層明かにして見たいと思ふのである。

要するに、こゝに於てはたゞルーテルの商業及利子論の内容を瞥見して、その特質が現代にとつてもまた暗示深き所以、即ち生としての經濟をより深化することゝ、より力強い發展の原理が示されてゐると云ふだけに留めようと思ふ。